

佐賀市立富士大和温泉病院非常用放送設備更新工事仕様書

1 業務内容

佐賀市立富士大和温泉病院内に設置されている非常用放送設備の更新を行う。

2 履行場所

佐賀市立富士大和温泉病院

佐賀市富士町大字梅野1721-1

1階事務室、1階守衛室、2階ナースステーション、3階ナースステーション

3 履行期間

契約締結時から令和8年10月30日（金）まで

4 更新業務委託内容

(1) 非常用放送設備及び数量

○ラック型非常放送設備 20局 360W 1台 1階事務室

○壁掛型非常リモコンマイク 20局 360W 3台 1階守衛室、2階ナースステーション3階ナースステーションに各1台

既存設備名) TOA株式会社製 型式番号 FS-971

上記設備は既に製造中止であるため、後継機とする。

※ 設備内容の詳細は、別紙 通信設備平面図及び機器姿図を参照すること。

(2) 工事内容

機器構成表に記載されている機器の納品、設置、設定、調整及び付随する電気工事、配線工事を行う。設置作業は事務室へ非常放送設備を搬入し据え付けること。電源及び放送設備に伴うケーブル線、アース線は既存の配線を使用し、その他必要と思われる配線については、請負者が新規に整備すること。更新に係る周辺消耗品・器具部品等の交換・更新を含む。

(3) 既存設備の撤去・廃棄

既存設備の撤去及び廃棄を行うこと。

(4) 必要な行政機関（消防署）への申請手続きを行うこと。

(5) 非常用放送設備の取り換え後、動作確認を行い、正常に作動し、放送設備から正常に放送可能なことを確認する。

(6) 非常用放送設備の更新後、消防署による検査立会を行い、検査終了後消防署からの検査済証を提出する。

(7) 更新完了後の最初の消防点検時に、消防点検業者より取扱説明、質疑等が発生した場合は対応し、説明等を行うこと。

5 更新後の保証対応

更新後、1年間を保証対象期間とし、機器トラブル時の対応は請負事業者が行うものとする。

6 支払条件

業務委託終了後、検収・検査の後、一括後払とする。

7 その他

- (1) 更新の際の消耗品・器具類については受託者が用意すること。
- (2) 本業務を実施するにあたり、業務計画書を事前に作成し、委託者の承認を得ること。
- (3) 搬出入及び作業の際には、委託者の建物、什器等に損害を与えないように養生などを行うとともに、万一損害を与えた場合は、請負者の負担において速やかに原状回復を行うこと。
- (4) 本業務の終了時には、業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上、解決すること。